合 気 道 昭 和 道 場 規 則

昭和道場長

行動規範

合気道精神にのっとり、人と争うことなく常に自己を律し、下記の事項を遵守する。

１．道場においては、礼節をもって相互に接し、仮にも暴力的言動やパワハラ・セクハラ行為等のないよう厳に慎む。

２．合気道の精進にあたって、他武道・格闘技及び他流派との試合を行わない。

３．合気道を不法な目的に使用しない。

規則

（入会・退会・休会）

別途入会及び退会規定に定める。

（月謝）

１．月謝は出席回数にかかわらず、原則として毎月末日までに翌月分を支払う。

２．休会届が提出された場合は、当該月の月謝を免除する。

３．休会期間が終了したときは、月謝を再開する。

（服装）

１．道着は無色無地の合気道着、柔道着又は空手着を使用する。ただし、他団体の名前やマークの入っていないものとする。

２．上記道着は、男子は素肌のまま、女子は無地の襟なしシャツの上に着用する。ただし、男子も申し出によりシャツの着用を認める。

３．道着は稽古相手の迷惑とならないよう、常に清潔なものを着用する。

４．有段者は袴を着用する。

５．冬季は申し出により足袋の着用を認める。

６．稽古中は、イヤリング、ピアス、ネックレス等の装飾品を身に着けてはならない。

（稽古）

１．稽古開始時間を厳守する。ただし、勤務等の都合による場合はこの限りではない。

２．稽古においては、技の優劣を争わず、けがのないよう細心の注意を払う。

３．稽古中に不要な私語をしてはならない。

４．稽古中にケガをし、医療機関での治療が必要と思われるときは、指導担当者又は道場長に速やかに申告する。

（指導）

１．道場の指導陣は、指導者（７段)、指導員（５段乃至６段）及び副指導員（４段）からなる。

２．道場における稽古指導は、当該稽古日を担当する指導者又は指導員（以下「指導者等」という）の権限及び責任において行う。

３．担当指導者等は、必要と判断した場合には、指導員及び副指導員に任意の指導を依頼することができる。

４．稽古日に指導者等が不在の場合には、あらかじめ道場長に任命された者が稽古指導を担当する。

（その他）

１．放置された遺留物は、一定期間（１か月程度）保管した後、廃棄する。当該遺留物について、道場は責任を負わない。